

〔明石市非常勤給食調理員労働組合への回答〕

明給労要求書について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 勤務条件を変更する時は一方的に変更せず、すべて事前に協議すること。

管理及び運営に関する事項を除き、協議すべき事項が生じた場合には、十分協議したいと考えています。

2 会計年度任用職員制度への移行後の賃金・労働条件について協議すること。

(1) 以下の改善をすること。

- ① 人事院勧告に基づいて4月遡及すること。
- ② 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。

臨時調理嘱託・臨時嘱託については、任用根拠を会計年度任用職員に切り替えており、現行の給与・休暇等の勤務条件を変更する考えはありません。

また、給与改定があった場合における、当年4月に遡及して適用する取扱いについては、本年度の人事院勧告に基づく給与改定が及ぼす人件費への影響が例年に比べて特に大きいことや、国の財政措置の内容が不透明であること、さらには運用面、技術面においても課題があるため、近隣他都市の取扱いも踏まえながら、引き続き検討が必要と考えています。

- 3 正規職員が定年延長や再任用年齢延長等の場合は、明給労についても同等の取り扱いを行うこと。

現時点において、明給労について同等の取り扱いを行うことは難しいと考えています

- 4 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。また、学校給食従事員とするまでは雇用保障し労働条件を改善すること。

臨時調理支援員を学校給食従事員として採用する考えはありません。

なお、臨時調理支援員については、任用根拠を会計年度任用職員に切り替えており、現行の勤務条件等を変更する考えはありません。

- 5 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず直営を堅持すること。

給食調理業務については、業務の効率化を図るとともに、給食の充実に努めてきたところであり、今後においても、市の財政運営の方針に基づき、民間委託していく予定です。

- 6 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく労働安全衛生の確立を行うこと。

教育委員会労働安全衛生委員会の中で、調理員については、ヒヤリハット事例集をもとに「明石市学校給食安全作業マニュアル」を作成しており、今後も引き続き、研修等により周知徹底を図っていきます。